

① ② (捨て印)

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書

○年 ○月 ○日

杉並区農業委員会長 あて

譲受人 成田建設株式会社 ①  
代表取締役 成田 建作  
譲渡人 杉並 太郎 ②

下記によって農地を転用のため(採草放牧地)の権利を設定、移転したいので、農地法第5条第1項第7号の規定によって届出ます。

1 当事者の氏名、住所及び職業

当事者の別	氏名	住所	職業
譲受人	成田建設株式会社 代表取締役 成田 建作	杉並区成田西 1-1-1	建設業
譲渡人	杉並 太郎	杉並区阿佐谷南 1-15-1	農業

2 土地の所在、地番、地目及び面積並びに所有者及び耕作者の住所・氏名

土地の所在	地番	地目		面積	土地所有者 住所・氏名	耕作者 住所・氏名
		登記簿	現況			
阿佐谷南1丁目	715	畑	宅地	m <sup>2</sup> 250	杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並 太郎	同左
阿佐谷南1丁目	716	畑	宅地	m <sup>2</sup> 150	杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並 太郎	同左
				m <sup>2</sup>		
計	400	m <sup>2</sup> (田		m <sup>2</sup> 畑	400	m <sup>2</sup> )

3 権利を設定、移転しようとする契約の内容

権利の種類	権利の設定移転別	権利の設定移転の時期	権利の存続期間	その他
所有権	設定		年 月 日から	
賃借権			年 月 日まで	
使用賃借権	移転	○年 ○月 ○日	永久	
その他				

4 転用計画

転用の目的	住宅用地 駐車場用地 事業所用地 道路用地 敷地延長用地 その他 ( )			
転用の時期	工事着手時期	○年 ○月 ○日	開発許可を要しない転用行為にあつては	
	工事完了時期	○年 ○月 ○日	都市計画法第29条の該当号 号	
転用の目的に係る事業 又は施設の種類				

5 転用することによる影響

東-住宅	}	周囲が、ほとんど住宅のため、他に被害を及ぼすことはない。
西-道路		
南-住宅		
北-住宅		

転用目的が「住宅用地」の場合の例: 建売住宅 木造2階建4棟 計400m<sup>2</sup>  
転用目的が「駐車場用地」の場合の例: 駐車場 12台収容  
転用目的が「事業所用地」の場合の例: 軽量鉄骨造 平屋建 1棟 250m<sup>2</sup>  
転用目的が「道路用地」の場合の例: 公衆用道路 幅員4m 延長10m

## 注 意 事 項

### ◎ 添 付 書 類 （各1通）

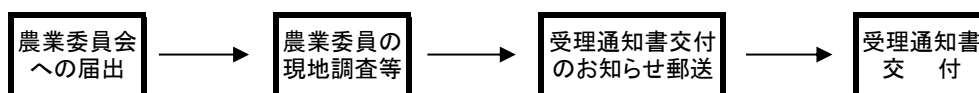
- 1 案内図及び周囲の利用状況図
- 2 公図の写し
- 3 土地の全部事項証明書（土地の登記簿謄本）
  - \* 届出者が法人の場合は、その法人の履歴事項全部証明書（法人の登記簿謄本）
  - \* 土地所有者の現住所と土地登記簿謄本記載の住所とが異なる場合は、住所のつながりがわかる住民票、又は戸籍の附票等
  - \* 相続登記が済んでいない場合は、遺産分割協議書の写し、又は相続人全員を確認できる戸籍謄本、除籍謄本等
  - \* 届出の農地が賃貸借の目的となっている場合は、その賃貸借につき、農地法第18条第1項の規定による解約等の許可(届出)を証する書類

### ◎ 記入上の注意

- 1 届出者の氏名は必ず自署してください。（届出者が法人の場合を除く）
- 2 届出者が複数で記入できない場合は、代表の方を表面に記入し、他の方は裏面に記入してください。別紙に記入する場合は、必ず割印を押してください。また、それぞれの持分も記入してください。

### ◎ 届出から受理通知書交付までのながれ

※ 転用する農地等の利用関係に紛争等がない場合は、原則として専決処理とし、届出から2週間以内に交付します。



※ 受理通知書交付のお知らせは、届出者本人あて郵送します。届出者が複数の場合は、その代表の方に郵送します。

【問合せ先】 杉並区農業委員会事務局

TEL 5347-9136